平成２２年（フ）第２９２３号
横浜市瀬谷区竹村町８番地１　サマックスクリアＡ203
債務者　ロドリゲス　ジュニアこと　ロドリゲス　ジュニア　デ　ナザレ　バルボーザ
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９２４号
横浜市瀬谷区竹村町８番地１　サマックスクリアＡ203
債務者　衛藤みつ子こと　ロドリゲス　ミツコ　アナ　スエリ　エトウ
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５号
神奈川県大和市中央林間２丁目21番21―107号
債務者　末次　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目14番地１
債務者　西村　　綾
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１５９０号
札幌市中央区北５条西15丁目１番16
破産者　株式会社三井工産
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第６１６号
福井市北四ツ居３丁目５番24号
破産者　株式会社住建
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４７５号
福井県坂井市丸岡町西瓜屋第１号１番地１
破産者　丸好商事株式会社
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３９号
愛知県春日井市気噴町北１丁目206番地
破産者　高蔵寺ニュータウン生活協同組合
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６５号
三重県熊野市五郷町桃崎489番地の５
破産者　株式会社下垣内建設
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第９８５号
神戸市灘区新在家南町５丁目12番６号
破産者　株式会社タツミ・アーステック
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７２９号
広島市南区京橋町１番３号
破産者　ワールド薬品工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７６号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目２番地の204、開始決定時の住所岐阜県多治見市高田町４丁目51番地
破産者　東佐右衛門商店こと　東佐右衛門
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第３５７号
愛知県新城市富岡字山ノ神９番地
破産者　株式会社細田組
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２０年（フ）第５４９号
大津市木下町18番８号
破産者　株式会社環商事
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１２０８号
熊本県宇城市不知火町御領243番地２
破産者　本田　妙子
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２０９号
熊本県宇城市不知火町御領243番地２
破産者　本田　智久
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８６号
熊本市高平２丁目14番18号、開始決定時の住所熊本市梶尾町1107番地102
破産者　曽根原寿夫
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８７号
熊本市高平２丁目14番18号、開始決定時の住所熊本市梶尾町1107番地102
破産者　曽根原友美
1　決定年月日　平成23年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部